

平成 3 1 年第 1 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会  
(平成 3 1 年 1 月 2 1 日)

召集年月日 平成31年1月21日（月）

召集の場所 里山文化交流センター

開会 平成31年1月21日 午後2時55分

閉会 平成31年1月21日 午後3時13分

出席農業委員（11名）

1番 早川和夫（会長） 2番 溝口智也 3番 菅原儀左エ門  
4番 岡秀夫 5番 山本修 6番 神野淳一  
8番 松宮重信（職務代理） 9番 細川正博 10番 木村憲雄  
11番 櫻井隆治 14番 古池洋子

欠席委員（1名）

12番 松井厚雄

出席事務局

局長 板谷則昭 次長 井関哲也 書記 谷口有利子

提出議案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について  
報告第1号 事業計画書（転用許可不要案件）について  
報告第2号 農地変換届について

事務局長 皆様ご苦労様です。ただ今から、平成31年第1回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、12番 松井委員より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております1議案と報告2件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、平成31年第1回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]  
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]  
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、11番 櫻井委員さんと3番 菅原委員さんを指名いたします。

[日程 2]  
議 長

日程2 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について を議題とします。

この案件はおおい町長から同意を求められたものであります。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長  
議案第1号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて利用権を設定するものであります。  
詳細は書記に説明させます。

書記 はい。  
(議案朗読)  
今回の設定は、始期が平成〇〇年〇月〇日からの1件でございます。〇〇〇となっております。前回の設定は平成〇〇年〇〇月〇〇日で期間が満了となっております。  
この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をしていただいておりますのでご報告願います。

細川委員 はい。  
この申請につきまして、18日に事務局より利用権設定の経緯の報告を受け、利用権が設定されることに問題ない農地と判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。  
ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画に係る意見照会については、町へ同意することといたします。

[日程 3]

議長 日程3 報告第1号 転用許可不要案件の事業計画書について を議題とします。  
議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。  
報告第1号は、〇〇〇〇〇〇〇〇が行う、〇〇〇〇〇〇〇のため、農地に〇〇〇〇〇〇〇の〇〇及び〇〇〇の〇〇のため〇〇を〇〇ものであります。  
詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長。  
(議案朗読)  
資料6ページをご覧ください。報告第1号は、農地法第5条1項第7号で定める農林水産省令で定める場合に該当し、転用許可不要の場合となります。具体的には、農地法施行規則第53条第11号「電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するため転用の権利を取得する場合」となります。「送電用電気工作物」とは、電気事業者の設置する「送電用・配電用の電線を架設するための装置」及び「これらの施設を設置するために必要な道路・索道」と定められており、以上のことより、今回の案件は農地転用の制限の例外となります、許可不要案件となります。

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

[日程 4]

議長 日程4 報告第2号 農地変換届について を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長  
報告第2号は、5筆の届出の内、〇〇地域の〇筆を〇から〇にし、〇筆は〇に盛土をする届でございます。  
詳細につきまして、書記に説明させます。

書記 (議案朗読)  
この内、資料14ページの⑤の案件につきましては、未届のまま工事に着手しておりましたため、事務局より早急に届出をするよう指導したものでございます。

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議長 それではこれで、平成31年第1回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。